

全国健康関係主管課長会議

健康局

結核感染症課

予防接種基本計画の策定について

経緯

平成25年3月の予防接種法改正に伴い、予防接種基本計画（予防接種に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画）を策定することとされ、25年度中に定めることとしている。

これまで、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会等で審議され、厚生労働省案がまとめられた。

※ 予防接種・ワクチン分科会において、少なくとも5年ごとを目途に見直しを検討。

予防接種基本計画の内容（予防接種法第3条において規定）

- 第1 予防接種に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する基本的な方向
- 第2 国、地方公共団体その他関係者の予防接種に関する役割分担に関する事項
- 第3 予防接種に関する施策の総合的かつ計画的な推進に係る目標に関する事項
- 第4 予防接種の適正な実施に関する施策を推進するための基本的事項
- 第5 予防接種の研究開発の推進及びワクチンの供給の確保に関する施策を推進するための基本的事項
- 第6 予防接種の有効性及び安全性の向上に関する施策を推進するための基本的事項
- 第7 予防接種に関する国際的な連携に関する事項
- 第8 その他予防接種に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する重要な事項

予防接種基本計画（案）の概要

はじめに

- ・予防接種がもたらした成果と健康被害の教訓

第1 予防接種に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する基本的な方向

- ・予防接種施策への基本的理念(予防接種／ワクチンで防げる疾病は予防する)、科学的根拠に基づく施策の評価・検討について

第2 国、地方公共団体その他関係者の予防接種に関する役割分担に関する事項

- ・各関係者（国、都道府県、市区町村、医療関係者、ワクチンの製造販売・卸売販売業者）の役割について

第3 予防接種に関する施策の総合的かつ計画的な推進に係る目標に関する事項

- ・いわゆる「ワクチン・ギャップ」の解消、接種率の向上、新たなワクチン開発、普及啓発・広報活動の充実等について

第4 予防接種の適正な実施に関する施策を推進するための基本的事項

- ・予防接種に要する費用、健康被害救済制度、予防接種記録の整備について

第5 予防接種の研究開発の推進及びワクチンの供給の確保に関する施策を推進するための基本的事項

- ・ワクチンの研究開発、生産・流通体制について
- ・開発優先度の高いワクチン

第6 予防接種の有効性及び安全性の向上に関する施策を推進するための基本的事項

- ・副反応報告制度、科学的データの収集・解析、予防接種関係者の資質向上について

第7 予防接種に関する国際的な連携に関する事項

- ・国際的な連携、国際化に向けた対応について

第8 その他予防接種に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する重要事項

- ・同時接種・接種間隔、関係部局間との連携について

予防接種基本計画に盛り込まれ、今後、実施及び検討が進められていくもの

- 予防接種に関する施策の実施状況や成果を図るため、工程表を作成し、PDCAサイクル(計画・実施・評価・改善)による定期的な検証の実施。
- ワクチン・ギャップの解消に向けて、残りのおたふくかぜ、B型肝炎及びロタウイルスワクチンについて、技術的課題等の整理・検討。
- 開発優先度の高い6ワクチンを定め、新たなワクチンの開発を推進。
* 6ワクチン(麻しん・風しん混合(MR)ワクチンを含む混合ワクチン、百日せき・ジフテリア・破傷風・不活化ポリオ混合(DPT-IPV)ワクチンを含む混合ワクチン、経鼻投与ワクチン等の改良されたインフルエンザワクチン、ノロ、RSV、帯状疱疹)
- 予防接種に関し、一般国民や被接種者・保護者が正しい知識を持つため、分かりやすい形での普及啓発・広報活動の充実。
- 予防接種記録の電子化や成人後も予防接種歴が確認できる仕組みの検討。
- 同時接種、接種間隔等の技術的検討 等

予防接種基本計画のうち、都道府県・市区町村の役割について【該当部分】

予防接種に関する基本的な計画

(第3回予防接種・ワクチン分科会における議論を反映させた厚生労働省案)

平成26年1月15日 第4回予防接種・ワクチン分科会提出

第二 国、地方公共団体その他関係者の予防接種に関する役割分担に関する事項

予防接種施策を実施するに当たり、関係者の役割分担については以下のとおり。

二 都道府県の役割

都道府県は、予防接種に関して、保健所や地方衛生研究所の機能等の強化、医師会等の関係団体との連携、管内の市区町村間の広域的な連携の支援及び国との連絡調整に取り組む必要がある。

例えば、広域的な連携について協議する場を設けるための支援、予防接種に関わる医療従事者等の研修、緊急時におけるワクチンの円滑な供給の確保や連絡調整、地域の予防接種を支援するための中核機能を担う医療機関の整備・強化、市区町村における健康被害の救済の支援、予防接種の安全性の向上のための副反応報告制度の円滑な運用への協力や、予防接種の有効性の評価に資する感染症発生動向調査の実施等への協力等に取り組むよう努める必要がある。

三 市区町村の役割

市区町村は、定期接種の実施主体として、医師会等関係者との連携のもとに、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済、住民への情報提供等を行う。

また、予防接種の安全性の向上のための副反応報告制度の円滑な運用への協力や、予防接種の有効性の評価に資する感染症発生動向調査の実施等への協力、例えば広域的な連携について協議する場を設ける等の広域的な連携強化に取組むよう努める必要がある。

今後の定期接種に追加するワクチン及び対応について

- 25年4月に立ち上げた、予防接種・ワクチン分科会及び予防接種基本方針部会において、広く接種機会を提供する仕組みとして、4ワクチンの接種を実施する場合における、接種対象者や接種方法等について、専門家による技術的な検討を行ってきた。
- その結果、過去の12月までに開催した分科会・基本方針部会において、水痘、成人用肺炎球菌の2ワクチンについては、概ね技術的な課題について整理できたところ。
- あわせて、必要となる財源の捻出方法等を関係者と協議を行ってきたが、26年度中に2ワクチンを定期接種化するための地方財政措置について、調整が図られたところ。
- 第4回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会（1月15日開催）で以下の内容について、審議・了承された。
 - ・ 26年度は水痘、成人用肺炎球菌の2ワクチンについて定期接種化する。
 - ・ 残りのB型肝炎、おたふくかぜ、ロタウイルスワクチンは引き続き検討。
 - ・ 水痘はA類疾病、成人用肺炎球菌はB類疾病に位置付ける。
 - ・ いずれもワクチンも26年10月開始（26年7月公布、10月施行）で調整する。
 - ・ 定期接種化に向けて政省令改正、ワクチンの供給等の準備を進める。

（導入までのスケジュール）

26年1月	第3回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会（2ワクチンの定期接種化について審議）
2月	副反応検討部会 (水痘、成人用肺炎球菌の報告基準について検討)
4月	予防接種法の政省令改正に向け法令審査
5月～6月	予防接種法の政省令改正のパブリックコメント
7月	予防接種法の政省令関係公布
10月	予防接種法の政省令関係施行

定期接種の費用負担(平成25年度予防接種法改正以降)

A類疾病

実施主体	負担	
定期接種 (A類疾病) ジフテリア・百日せき・ ポリオ・破傷風・麻しん・ 風しん・日本脳炎・BC G・Hib・小児用肺炎球菌・ ヒトパピローマウイルス感染症・ 水痘	市町村	市町村 9割を地方交付税で手当 <small>実費など</small>

B類疾病

実施主体	負担	
定期接種 (B類疾病) インフルエンザ(高齢) ・成人用肺炎球菌	市町村 <small>(低所得者分)</small>	市町村 <small>(実費など)</small> 3割程度を 地方交付税で手当 <small>※ インフルエンザ(高齢)について、多くの市町村で一部実費を徴収している。</small>

WHO推奨予防接種と世界の公的予防接種実施状況

WHO推奨予防接種	日本における公的予防接種	英国	米国	ドイツ	フランス	イタリア	カナダ
全ての地域に向けて推奨							
B C G (結核) *1	○	△	△	△	△	△	△
ポリオ	○	○	○	○	○	○	○
D T P (D : ジフテリア・T : 破傷風・P : 百日せき)	○	○	○	○	○	○	○
麻しん	○	○	○	○	○	○	○
風しん	○	○	○	○	○	○	○
B型肝炎	△ *3	△	○	○	○	○	○
H i b (インフルエンザ菌)	○ (25年度から定期接種化)	○	○	○	○	○	○
肺炎球菌(小児)	○ (25年度から定期接種化)	○	○	○	○	○	○
HPV (子宮頸がん予防)	○ (25年度から定期接種化)	○	○	○	○	○	○
ロタ	×	○ (25年7月より)	○	□(26年4月より 全国に拡大)	× (26年6月 より開始予定)	×	□(13州・準州の うち6州・準州)
限定された地域に向けて推奨							
日本脳炎	○	×	×	×	×	×	×
国ごとの予防接種計画に基づいて実施するよう推奨							
ムンブス(おたふくかぜ)	×	○	○	○	○	○	○
インフルエンザ *2	○	○	○	○	○	○	○
その他(WHOの推奨なし)							
水痘	○(26年度から定期接種化予定)	△	○	○	△	○	○
肺炎球菌(成人)	○(26年度から定期接種化予定) *4	○	○	○	△	△	○

厚生労働省結核感染症課調べ 平成25年12月時点

*いわゆる「ワクチンギャップ」は、今回追加した3ワクチンのほか、4ワクチン（水痘、おたふく、肺炎球菌（成人）、B型肝炎）を指すのが一般的。

4ワクチンのうち、2ワクチン（水痘、肺炎球菌（成人））は26年度に定期接種化予定、残り2ワクチンについては今後、ワクチンの供給・実施体制の確保、必要となる財源の捻出方法等について、関係者と協議しながら検討。

○：公的予防接種として実施（日本においては定期接種） ×：未実施

△：ハイリスク者のみ □：一部の州・準州のみ

*1 日本以外はハイリスク者のみ

*2 米国は全年齢、他国は高齢者のみ

*3 B型肝炎ウイルス母子感染の予防の目的で使用（保険適用）

*4 2歳以上の脾摘患者における肺炎球菌による感染症の発症予防目的で保険適用あり